

学習・教育クラウド・プラットフォームのアイデア募集 実施要領

1. 件名

学習・教育クラウド・プラットフォームのアイデア募集

2. 経緯

総務省では、本年度から文部科学省「先導的な教育体制構築事業」と連携して「先導的教育システム実証事業（ICTドリームスクールイノベーション実証研究）」（以下、「実証事業」という。）（参考資料1）を開始する。本実証事業では、多様な学習・教育モデルを支えるために学習・教育クラウド・プラットフォーム（以下「学習クラウド」という。）を構築して、児童生徒用のポータルサイト、デジタル教材やアプリ、協働・交流支援ツール等の様々な機能をクラウド上で提供し、将来の標準モデルの構築を目指すものである。

今般、この学習クラウドの技術的要件や機能、また、これを基盤とした実際の学習・教育環境での利用方法について、実証事業の参考とするため、広くアイデアを募集する。また、アイデアの提案者であって総務省が認める者については、小学校・中学校・高校等の児童生徒を対象として学校、学習塾、フリースクール等において、利用者の責任において学習クラウドの教材コンテンツ等を利用することを可能とする。

3. アイデアの募集手続

(1) 募集期間

平成26年11月28日（金）～平成27年1月5日（月）17時（必着）

(2) 提案主体

特に指定なし（個人、学校、自治体、民間企業、NPO法人、研究機関等、及びそれらの連携）

(3) アイデア募集の内容

募集内容① 学習クラウドに搭載すべき機能やその利用方法、技術的要件等について、
未来の学習環境をイメージしたアイデア

- ・学習クラウドの機能（例 既存アプリとの連携機能）
- ・学習クラウドの利用方法（例 公営塾・民間学習塾との連携利用）
- ・学習クラウドに求められる技術的要件（例 コストの低廉化を実現するための技術的要件）

募集内容② 学習クラウドの学校、学習塾、フリースクール等における具体的な
利用方法等のアイデア

ただし、②のアイデアについては、下記（６）により提案者が実際に学習クラウドを
利用していただくことを前提として募集します。

なお、アイデアの提案に当たっては、「ICTドリームスクールについて」（参考資料２）
を参考とすること。ただし、当該参考資料に掲載される例に限られるものではない。

（４）提出書類

以下の書類を様式に従い、それぞれ作成・提出すること。また、提案に当たっては、
特にイメージ図等について、公表を前提としたものとする。

なお、アイデアの補足の説明資料を提出することも可とする。

- ① 応募様式【別添１】
- ② アイデア提案書【別添２】

（５）提出方法

「５．本件に関する問い合わせ先」にEメールにより電子データを提出すること。

※ 電子データは、マイクロソフト社Wordファイル又はPowerPointファイル形式で提
出すること（他のファイル形式とする場合には、担当者までお問い合わせください。）。

（６）学習クラウドの利用

②のアイデアの提案者であって総務省が認める者については、小学校、中学校、高等
学校、中等教育学校、特別支援学校の児童生徒を対象に、当該アイデアの実現可能性の
検証を主たる目的として、実証事業で構築する学習クラウドを学校、学習塾、フリース
クール等で日常的に利用させることにより、学習クラウドの機能改善等の検証に協力す
る（以下、「利用者」という。）。利用者は学習クラウドで提供する約200程度の教材コン
テンツを無償で利用することができる。

本年度については、平成27年2月1日～同年3月31日まで学習クラウドの利用を可能
とすることとし（来年度以降の利用については、別途、案内する。）、総務省又は実証事
業の請負事業者等から、学習クラウドの利用方法等について、報告やアンケート等の依
頼があった場合は協力するものとする。今後の手続きについては、別途、総務省から案
内する。

なお、利用者が上記主旨に沿い適切な利用を行っていないと考えられる場合には、総
務省の判断において利用を停止するものとする。また、学習クラウドの利用以外の費用
（ICT環境整備費や通信費等）については、原則として自己負担とし、利用者におけるICT
環境整備の不備等により学習クラウドの利用ができなかった場合については、総務省及
び実証事業の請負事業者は責任を負いかねることを付記する。

4. 提出されたアイデアの取扱い等について

(1) ICTドリームスクール懇談会における公表

提出されたアイデアについては、総務省でとりまとめた上で、現在開催中のICTドリームスクール懇談会において公表するとともに、同懇談会における構成員からの議論等を踏まえて、本年度から開始する実証事業の参考とする。

なお、一部の提案については、提案者に対しプレゼンテーションを要請する場合があるため、総務省からの依頼があった場合、可能な限りプレゼンテーションに参加すること。プレゼンテーションの日時・内容・方法については、提案者に対し別途連絡する。また、必要に応じて追加資料の提出等を要請することがある。

(2) 提案資料などの公表について

提案書類の全部又は一部、外部の有識者等を構成員とした研究会における議事、議事録等について、公開する場合がある。提案書類のうち、非公表を希望する書類があれば、当該書類の右上の余白に「非公表」と明記するとともに、その理由を記載すること。なお、これらの提案書類等については「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）に基づき取り扱う。

5. 本件に関する問い合わせ先

総務省 情報流通行政局 情報通信利用促進課 振興係

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館

電話：03-5253-5685

e-mail：d_schools_atmark_ml.soumu.go.jp

※迷惑メール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。

送信の際には、「@」に変更してください。